

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：宮垣棚田振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）
宮垣棚田
範囲については、別添 1 のとおり。
- 2 指定棚田地域振興活動の目標
 - （１）棚田等の保全
 - ・耕作放棄の防止
令和 11 年度まで棚田の保全に取り組む構成員 15 人を維持し、引き続き宮垣棚田の保全活動を行う。
 - （２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ・農産物の供給の促進
令和 11 年度まで棚田米の販売量平均 7 t（令和 6 年産米）を維持する。
 - ・自然環境の保全・活用
保全管理農地や河川の草刈、水路清掃等の環境美化活動を年 2 回以上実施する。
 - （３）棚田を核とした棚田地域の振興
 - ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
管理農地で収穫された生産物を活用した収穫祭を年 1 回以上実施する。
- 3 計画期間
認定の月～令和 12 年 3 月
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
 - （１）指定棚田地域振興活動の内容
以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。
 - ① 棚田等の保全
 - ・耕作放棄の防止
多面的機能支払、中山間地域等直接支払等の制度を活用し、引き続き耕作放棄の発生を防止し、棚田保全に努める。
 - ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ・農産物の供給の促進
棚田米の販売量平均 7 t を維持する。
 - ・自然環境の保全・活用
地域住民が関われる共同活動として、稲作が行えない棚田にサツマイモ等の省力作物を作付ける。既設獣害防護柵の管理・補修及び捕獲罠等を設置し、獣害から棚田・農作物を守る取組を引き続き行う。また、河川の草刈、水路清掃等の環境美化活動を実施する。

- ・ 伝統文化の継承

季節ごとに行われる祭りや非農家や子どもが参加しやすい秋祭りや地区イベント等、現在毎年行っている催しを継続する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
管理農地で収穫された生産物を活用した収穫祭を年1回以上実施し、地域内外、年代を問わず、棚田を有する自然のなかで農業への関心を高める。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

宮垣棚田振興協議会は区、集落協定、農地水環境保全隊、農会、養父市で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

(別添3) 都道府県知事との協議の概要

(別添4) 宮垣棚田振興協議会規約